

会計情報の有用性 有用性の意義とそれへの批判

岩 浪 貞 芳

Abstract

FASB is prescribed about qualities of the useful accounting information for decision making in FASB Statement of Financial Accounting Concepts No.2.

That is “ a hierarchy of accounting qualities ” .

First, the meaning of the account qualities is stated.

Then, this regulation is established by the viewpoint of the decision usefulness approach.

Therefore, a criticism argument for that account view and the accounting system is explaining.

I want argument about the usefulness of the accounting information to deepen referring to these. In that case, it is necessary to discuss it based on the characteristics of the economic base of that country.

キーワード... ..有用性 目的適合性 信頼性 意思決定有用性アプローチ
トレード・オフ

はじめに

近年、国際的調和化を目指して、日本の会計基準は、新設、改訂が相次いで行われ、約 50 年ぶりに商法の大改正も行われている。

ところが、我が国が範としてきた米国でエンロン、ワールドコムなど、重大な会計不信をもたらす事件が続発して、従来 of 米国の会計制度、会計基準に深刻な反省を迫ってきた。この衝撃は、会計基準、監査制度、コーポレート・ガバナンス、会社法など広範な分野に改革の波を起こしている。

本稿の目的は、こうした状況に鑑み、会計情報の有用性について考察するものである。

1. 会計諸特性の階層構造

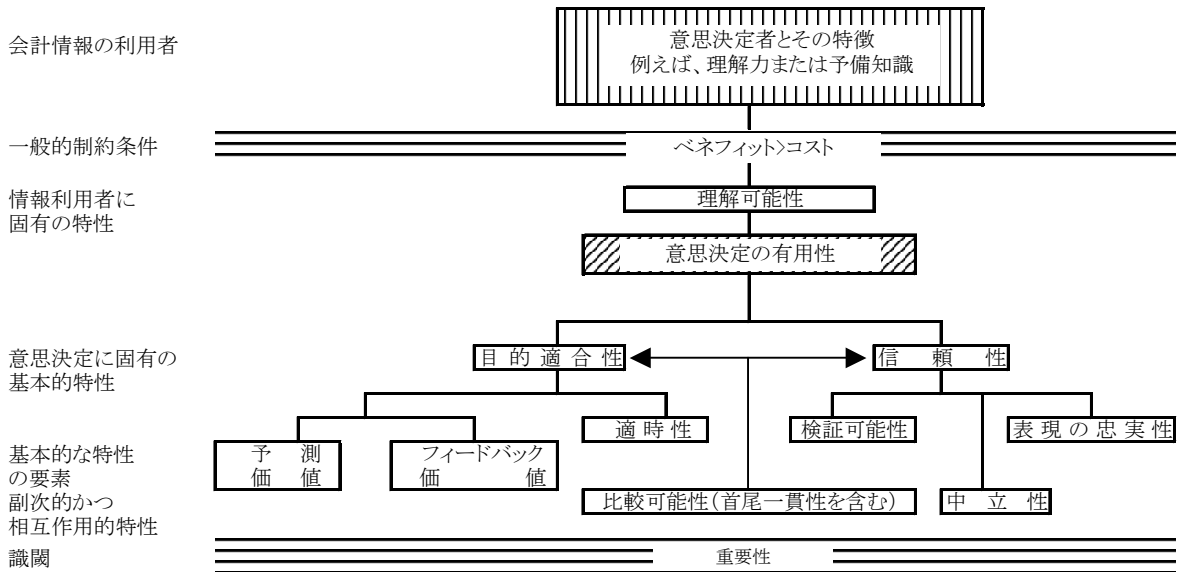
FASB 財務会計諸概念第 1 号（以下[SFAC No.1]という）によれば、財務報告はそれ自体が目

的なのではなくて、企業経営や経済的意思決定に有用な情報の提供を意図したものである（par.9）。そして、「有用な情報」とは、「当該企業が受領するであろう将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期、不確実性を投資者、債権者およびその他の情報利用者が評価する上で役立つ情報」（SFAC No.1 par.37）であると述べられている。

そのような立場から、FASB（Financial Accounting Standards Board；財務会計基準審議会）はさらに進んで、会計情報（accounting information）を意思決定のために有用ならしめるためには、会計情報がどのような諸特性を備えていなければならないかを SAFC No.2 において、明らかにした。それが「会計諸特性の階層構造（A Hierarchy of Accounting Qualities）」である。FASB は、「情報を望ましいものにする情報の特徴は、利用可能な代替案のなかからすぐれた会計方針の選択を行うための指針となる¹⁾」と述べている。

そして、「かかる情報の特徴は、意思決定にとっての有用性を最も重要なものとして位置づける特性の階層構造としてみる事ができる²⁾」として、FASB は図 1 のような「会計諸特性の階層構造」を示し、その特徴と制約について究明している。

図1 FASBが規定する質的要件の階層構造



[出所] SFAC No. 2.1980年、par. 32、Figure 1。（邦訳SFAC. 77頁）

この図は、会計情報を有用ならしめる諸特性間の関係を図示しているのであるが、その場合、諸特性が 2 つの次元に分けられているという意味において、制約されている³⁾。基本的特性グループの特徴としては、「会計情報は目的に適合するものであり、信頼できるものでなければならないということが基本的特性である。

もしも、それらの特性のいずれか一方が完全に失われる場合には、当該情報は有用でなくな

る」⁴⁾と述べられている。そして、目的適合性 (relevance) と信頼性 (reliability) という基準はさらにいくつかの構成要素に分解されることになる。「情報が目的に適合するために、当該情報は適時性をもたなければならず、かつ、予測価値もしくはフィードバック価値のいずれか、またはその両者をもたなければならない。また、情報が信頼しうるものであるためには、当該情報は表現の忠実性、検証性、中立性を兼ね備えていなければならない。さらに、首尾一貫性 (consistency) を含む比較可能性 (comparability) は、情報の有用性を高めるために目的適合性および信頼性の二つに関連する副次的特性である」⁵⁾という。

そして、継続性 (首尾一貫性) を含んだ「比較可能性」というのはその他の特性グループであり、それは情報の有用性に寄与するために目的適合性と信頼性という基本的特性グループの特性と相互に影響し合うものである。さらに、2つの制約条件が示されている。

ひとつは、情報は有用であるとともに、その作成コストを正当化するだけのベネフィットがなければならないと云うものである。

いまひとつは、階層構造図に示された諸特性は、すべて「重要性」のあるものでなければならないということである。

いいかえれば、「重要性」と「コスト・ベネフィット」という2点が、制約条件として示され、それらの制約条件に適合した情報の諸特性が考察の対象になるということである。

いまひとつこの図で注意すべき点は、「基本的特性」と「その他の特性」との間の区別はするのであるが、「特性間に優先順位を与えていない」⁶⁾ことにある。

優先順位を与えていないことは、この階層構造図の限界を示しているが、同時にある意味では有益であることを示している。というのは、それぞれの特性に付与されるべき相対的な重要性は事情に応じて変わってくるにちがいないと考えられるからである。

次頁の図2は、IASB (2001年4月よりIASB) が規定する質的要件の階層構造図である。

桜井久勝は、FASB とIASB の概念フレームワークに規定されている会計情報の質的要件を比較して次のように述べている。

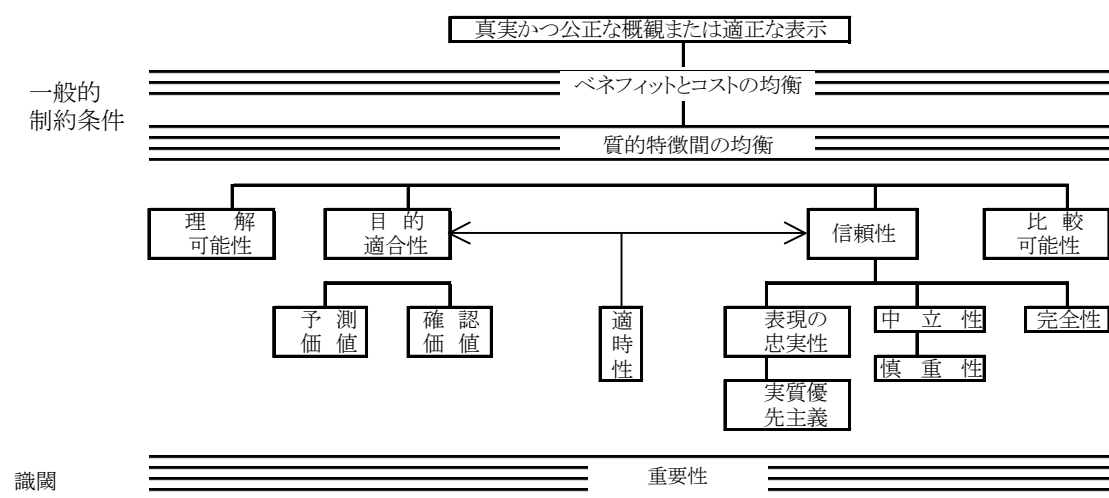
「意思決定への有用性をもつために、FASB やIASB が必要と考える一連の質的要件は、並列的に列挙されるのではなく、基本的要件とその構成要素ないし副次的要件という形で、階層的に位置づけられている。いま基本的要件だけに着目すれば、FASB は「目的適合性」と「信頼性」を挙げ、IASB はこれに「理解可能性」と「比較可能性」を追加している。

IASB が、財務諸表が利用者に有用であるために必要な4つの基本的な質的要件の1つとする理解可能性について、FASB はもっぱら会計情報の特性というよりも、情報利用者の特性との関係で問題となる要件であると考え、意思決定に固有の基本的特性には含めていない。また

FASB が比較可能性を、目的適合性と信頼性の両方に関連する副次的特性として位置づけているのに対し、IASB は会計基準の国際的な調和化を促進して各国の財務諸表の比較可能性を促進するという使命のゆえに、比較可能性の要件を目的適合性や信頼性と並ぶものとして重視

している点に特徴がある」⁷⁾

図2 IASCが規定する質的要件の階層構造



[出所] IASC [1989年、par.24-46].広瀬義州・間島進吾[コンメンタール国際会計基準 I、1999、59頁]。

FASB の概念フレームワークは、アングロサクソン諸国の会計基準設定機関や IASC に多大な影響を与えてきた。FASB と IASC が規定する会計情報の質的要件は、細部で相違するものの、基本的には非常によく似ており、特に目的適合性と信頼性が基本的要件とされている点は一致しているのである。

故に、本稿においては、紙幅の関係上 FASB の会計諸特性の階層構造を中心にして、会計情報の有用性について考察する。

次に、FASB の階層構造図に示されたキーワードの意義とそれらの関係について論究する。

2.目的適合性

会計情報を有用にさせる特性の階層構造の主要な柱である「目的適合性」と「信頼性」の2つの特性の相対的重要性とトレード・オフ (trade-off)⁸⁾の問題について、思料する必要がある。財務情報は有用であるためには、「目的適合性」があるとともに「信頼できる」ものでなければならない。したがって、情報はこれら2つの特性のいずれか一方でも、完全に欠けているならば有用でないことになる。しかし、現実の情報はそれら2つの特徴をいろいろな程度でもつことになる。時には、信頼性のために目的適合性を犠牲にすることもあるし、また逆に、目的適合性のために信頼性を犠牲にすることもある。そのような意味で、情報は、いろいろな諸特徴

をいろいろな程度で含んでいるので、時には、それらの諸特徴間でのトレード・オフが必要になってくる。

そこで、それらの諸特徴間での相対的重要性とかトレード・オフをどう考えるかが問題になりうるが、FASBは、それについては明確に答えていない。

「財務諸表（financial statements）で伝達される情報に関していえば、信頼性は目的適合性を犠牲にしても、最も優先されるべき特性であり、他方、財務諸表以外の手段で伝達される情報に関していえば、目的適合性のほうが信頼性よりも優先されるべきであるとする見方はかなり一般的的支持を得ているように思われるが」⁹⁾、しかし、それは誤解を招く見方であるというのである。固定観念にとらわれることが最も有害であるように、このような見方は真理の芽をつみ取ることになる可能性がある。

財務諸表における情報が、目的適合性を軽視することになるとすれば、財務報告によって提供される大部分の本当に有用な情報は、財務諸表以外の手段で伝達されることになってしまう。それに対して、財務諸表は、信頼性は高いけれども目的適合性には欠けているということになる。それ故に、財務諸表情報では信頼性が目的適合性に優先し、財務諸表以外の情報では目的適合性が信頼性に優先するというような固定的な見方は問題であるというのである。

そのことは、会計情報の諸特性間でのトレード・オフについてもいえる。意思決定の種類とか会計情報の利用者グループは多様であるので、特定の状況下で、目的適合性の特性が優先するのか、信頼性の特性が優先するかは、一般的には、いえないというのがFASBの考え方である。

(1) 目的適合性

「会計基準の議論を行う場合、目的適合性（relevance）は、問題となっている事項に関連するかまたは関係しているというように、通常、辞書的な意味で定義されてきた」¹⁰⁾と述べられているが、それだけで満足できるものではない。情報は、もちろん、意思決定に適合するためには、論理的に意思決定に関連したものでなければならない。しかし、このような一般的な定義づけでは、目的適合性の意味は明確にならない。そこで、FASBは、目的適合性の意味を次のように説明する。

「会計情報が、投資者、債権者その他の情報利用者の投資、与信およびこれに類似する意思決定にとって適合するためには、当該会計情報が情報利用者に過去、現在および将来の事象の成果の予測または事前の期待値の確認もしくは訂正を行わせることによって情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうるものでなければならない」¹¹⁾。

目的適合性を有する会計情報は、情報利用者に、過去、現在および将来の事象の成果の予測または事前の期待値の確認もしくは訂正を行わせることによって、情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうるのである。会計情報を意思決定に適合するものとして識別するのは、「影響を及

ぼす」その情報の能力である。

ここで、注意すべきは、将来の事象や結果についての予測をしたり、予想の確認や修正をするのに有用であるためには、「情報は、それ自体が将来の事象または成果に関する期待値を形成したり、それを確認したりもしくは訂正したりする場合に有用である将来の事象または成果の予測そのものである必要はない」¹²⁾ということである。すなわち、現在の状況についての情報ないし過去の業績についての情報は、未来事象の予測のためにも使えるということである。

経済的資源もしくは債務の現状または企業の過去の業績に関する情報は一般に予測のための基礎である（SFAC. No.1. par.42）。

未来情報でないと、将来の予測や予想の修正や確認が出来ないというものではない。過去情報でも未来の予測に使えるのである。重要なのは、「情報は当該情報をいまだ所有していない人々に影響を及ぼす」¹³⁾という点であり、違いを生じさせるところに情報の意義があると考えるのである。

(2) フィードバック価値と予測価値

目的適合性の構成要素として、「フィードバック価値(feedback value)」と「予測価値(predictive value)」があると示されている。そして、「情報は、意思決定者の予測能力を改善することによって、または彼らの事前の期待値を確認もしくは訂正することによって、意思決定に影響を及ぼしうる」¹⁴⁾と述べられている。

過去についての知識がなければ、通常予測のための基礎に欠けることになるし、予測についての関心がなければ、過去についての知識は、意味を失ってしまう。

そのことを考慮すると、目的適合性という中には、フィードバック価値とか予測価値が含まれているということ分かる。その構成要素の意義について、次のように述べている。

「フィードバック価値とは、以前の予想を確認したり修正したりすることが利用者に出来るようにする情報の特性」のことであり、「予測価値とは、過去ないしは現在の事象の結果を正しく予測させる見込みを増やすことで利用者を助ける情報の特性」のことであり¹⁵⁾。

(3) 適時性

「適時性は（timeliness）、目的適合性の補完的な側面である」¹⁶⁾と述べられている。すなわち、情報は、必要な時に利用可能でないとか、情報価値（未来行動に役立つこと）がなくなつてから利用可能になったというのでは、その情報は、ほとんど利用価値がないか、または全く利用価値がないということである。そこで、「適時性のみでは、情報を目的に適合させることはできないが、さればとって適時性を欠けば、本来、適時性を有していれば当該情報が有していたはずの目的適合性を失わせることにもなる」¹⁷⁾のであり、「適時性とは、情報が意思決定に影響を及ぼす効力を有する間に、意思決定者に当該情報を利用可能にさせることをいう」¹⁸⁾の

である。そして、「適時性には、程度の差があることは明らかである」¹⁹⁾と述べられている。

たとえば、即時に得られる概算値の方が、収集に長時間を要する正確な情報よりも有用性が高い場合が少なくない。また、情報の信頼性を著しく損なうことなく、当該情報を即時に利用可能にするために会計数値の見積もりを行うことは、可能である。

3.信頼性

目的適合性と並んで会計情報に固有の諸特性のいまひとつの柱として、信頼性 (reliability) があり、それは、検証可能性・表現の忠実性・中立性から構成される、と FASB は考えている。そこで、ここでは、信頼性の内容を考察してみることにする。

会計の基本理念は、情報が目的に適合するものであり、かつ信頼しうるものでなければならないという点にある。したがって、信頼しうるといえる会計数値に求められる性質を明らかにすることが重要である²⁰⁾。すなわち、「ある測定値の信頼性は、それが表現しようとするものを忠実に表現することにかかっており、それは情報利用者に対する保証と結び付き、またその保証は測定値が表現上の特性を持っていることを検証することによって確保される」²¹⁾のであり、信頼性の程度には、高いか低いかの差があることを認識しなければならない。

会計情報の信頼性は、表現の忠実性と検証可能性の2つの特徴から生じることになるのであるが、これら2つの特徴と相互作用をもっていて情報の有用性に影響するものとして、さらに中立性を指摘している。

次に、信頼性の意義を明確にするために、3つのキーワードについて述べる。

(1) 表現の忠実性

FASB は、「表現の忠実性 (representational faithfulness) とは、ある測定値または記述と、それらが表現しようとする現象とが対応または一致することをいう。会計においては、表現されるべき現象は、経済的資源および債務ならびにそれらを変動させる取引および事象である」²²⁾と述べている。

会計にあっては、「見積りによる測定」と「正確な測定」との間の違いは、「ある状況では、重要であるが、他の状況ではさほど重要ではないこともある」²³⁾が、それを理解し、判断するのが会計士 (accounts) の仕事である。

すなわち会計情報には、以下のような二種類の偏向のうちのいずれか一方または両方の偏向が存在するために、会計情報が本来表現しようとする事柄を忠実に表現しないことがある²⁴⁾。2種類の偏向というのは、測定方法での偏向と測定者の側での偏向がそれであり、次の「検証可能性」や「中立性」においても論究される。

(2) 検証可能性

検証可能性 (verifiability) という特性は、会計情報の有用性を高める一因となるものである。なぜならば、検証の目的は、会計測定値が表現しようとするものを表現していることについてかなり高い程度の保証を与えることにあるからである²⁵⁾。検証の目的は、会計的尺度が表示したいと思っていることがらを表わしていることを保証することにある。

検証は、個々の測定値が表現しようとする経済的事項または経済的事象を忠実に表現していることを保証するのに役立つのである。

しかし、「検証は、情報が意思決定にとって有用であるとされているとしても、当該情報を測定するのに用いられた測定尺度が当該意思決定に適合していることを保証するにはほとんど役立たないか、全く役に立たない」²⁶⁾のである。検証は測定データの目的適合性を保証するものではなく、測定データの表現の忠実性をチェックするためのものである。

(3) 中立性

「中立性 (neutrality) とは、会計基準を形成しまたは適用する場合に、もたらされる情報の目的適合性および信頼性に最大の関心を払わなければならないことを意味しているものであって、新しいルールが特定の利害関係者に及ぼす影響に関心を払わなければならないことを意味しているものではない」²⁷⁾ことである。

さらにいまひとつ、中立性ということとは、「意図的ではない」ということを意味しないだけではなく、会計が人間の行動に影響を及ぼしてはならないということの意味しているわけではない。会計情報は、人間の行動に影響を及ぼさざるを得ないし、また、影響を及ぼさないものであってはならない²⁸⁾。問題は、望ましい結果を予定して、そのような結果になるような情報を選択することは許されないということである。

要するに、あらかじめ定められた結果を達成し、または、特定の行動様式を導き出すことを意図した偏向が会計情報に存在しないことが、中立性が存在することになるのである。

4. 目的適合性と信頼性の関係

SFAC No.2 によれば、目的適合性とは、情報利用者に過去、現在、および将来の事象もしくは成果の予測または、事前の期待値の確認もしくは訂正を行わせることによって、情報利用者の意思決定に影響を及ぼす情報の能力のことである。

また、信頼性とは、情報にはほとんど誤謬や偏向が存在していないこと、または表現しようとするものを忠実に表現していることを保証する情報の特性のことである。目的適合性と信頼性について FASB の考え方と、R.R.Sterling の考え方を対比する津守常弘の所説は次の如くである。

「FASB の一連の『財務会計概念書』は「意思決定・有用性アプローチ」の立場に立っている。そのため、『財務会計概念書』における「認識」概念は、「古典的アプローチ」の場合とは異なりきわめて広汎な意味内容を含んでおり、いわば『財務会計概念書』シリーズ全体が「認識規準」に直接・間接に関わっているといっても過言ではない²⁹⁾と分析してから、SFAC No.5 から引用して「認識」概念について次のように述べている。

「認識とは、ある項目を資産、負債、収益、費用もしくはこれらに類するものとして、企業の帳簿に正式に記帳するか、または、財務諸表に記載するプロセスである。認識は、ある項目を言葉と数値の両者を用いて表現し、その金額は財務諸表の合計数値の一部に含められる」(par.6)³⁰⁾。

認識概念を述べる場合は、財務諸表と財務諸表以外の開示情報を区別しているが、財務諸表の方が常に有用な情報を提供できると考えているわけではない。場合によっては、財務諸表への注記、補足情報、その他の財務報告の手段の方が有用な情報を提供できることもある。

目的適合性と信頼性の関係については、「ここで、とくに注意を要する点は、認識規準である目的適合性と信頼性とが測定属性の選択に当って、二つの対をなす「第一義的な質的特徴(primary qualitative characteristics)」(par.73&75)³¹⁾として位置づけられていることである³²⁾と指摘している。

信頼性と目的適合性との対応関係は即自的には、客観性と主観性との対応関係であって、SFAC においては、これらが両極が一定の幅を具えたトレード・オフ関係として組み合わせられているとして、説明の便宜上次頁の図3を示している。

優良な会計情報の質的特性について多くの同意が得られるとしても、特定の状況のもとでは情報利用者が異なればニーズも異なり、選好性も異にしているため質的特性の相対的重要性について、一般的な合意が得られるとは考えられないので、次のような説明をしている。

「このように、FASB の『財務会計概念書』においては「認識」に一定の幅が認められており、その基礎には目的適合性と信頼性とのトレード・オフという装置が捉えられている。

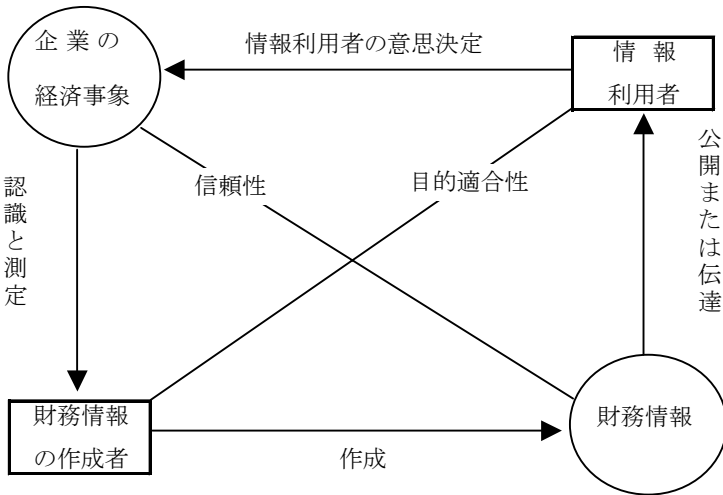
目的適合性に重心が移動すれば主観性が強まり、信頼性に重心が傾けば客観性が強まる。これを測定属性に即していえば、前者の場合には時価主義的傾向が強まり、後者の場合には歴史的な原価主義の傾向が強まる³³⁾。

上記のようにFASBの考え方を説明した後で、目的適合性と信頼性との関係については、かかるFASB的な弾力的な考え方とは基本的に異なるいま一つの考え方として、R.R.Sterlingの見解について論述して、その見解を簡潔に表現しているものとして、図4を紹介している。

「R.R.Sterlingによって代表されるいま一つの見解によれば、会計情報は、それが有用であるためには、目的適合性と信頼性との双方の質的特徴を、完全に満たさなければならない。

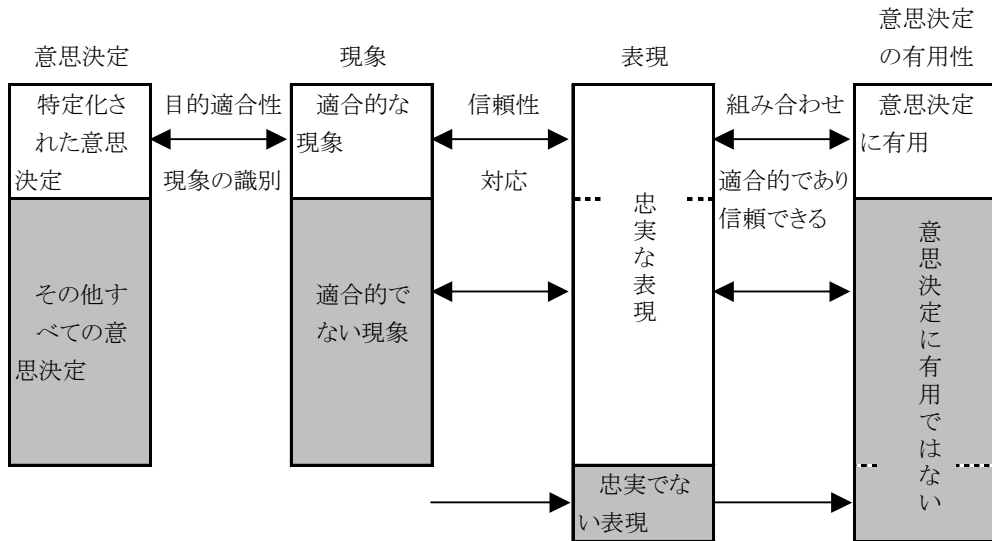
いいかえれば、会計情報はその有用性を高めるためには、まず目的適合性というスクリーンを通過しなければならず、この第一関門を通過した情報は、ついで、信頼性というスクリーン

図 3



[出所] 津守常弘、『会計基準形成の論理』、2002年、森山書店、232頁。

図4目的適合性および信頼性の役割



[出所] Sterling,R.R.,*An Essay on Recognition*, R.J.Chambers Research Lecture,1985, p.32.(津守常弘、『会計基準形成の論理』、2002年、森山書店、234頁。)

をさらに通過しなければならない」³⁴⁾と述べている。2つの考え方については、「R.R.Sterlingによる、会計的認識における目的適合性と信頼性とのこのような関連づけは、『財務会計概念書第2号』における両者の関連づけに比べて、より理論的であり首尾一貫的である。それに反して『財務会計概念書第2号』における目的適合性と信頼性との関係は、すでに明らかなごとく、

トレード・オフ概念の導入によってきわめて弾力的な性格を帯びており、条件によっては目的適合性に重心が移動し、必要によっては信頼性に軸足が移動し得るという構造になっている³⁵⁾と分析している。

目的適合性と信頼性との関係について、FASB 的な考え方と Sterling 的な考え方のどちらが妥当であるかを思料する前に、FASB 的考え方に対するいくつかの批判的見解について、下記に概要を示して考えをまとめる縁としたい。

5.FASB の考え方への批判

(1) 意思決定有用性アプローチへの批判

意思決定有用性アプローチへの批判論としての藤井秀樹の所説は、下記の如くである。

「意思決定有用性アプローチは、会計を 1 つの情報システムと見なした上で、その基本的な機能を、「経済的意思決定に有用な情報を提供すること」と規定する会計理論である。

意思決定有用性アプローチは、AAA [1966] によってはじめて公式的に定式化されたのち、FASB や IASB³⁶⁾等によって基準設定のための「基礎的会計理論」(basic accounting theory) として採用されてきた。

Popper によれば、反証可能性を欠いた理論は、科学ではなく、擬似科学である³⁷⁾と述べている。

反証 (falsification) とは、ある命題 (言明) が偽であると主張することである。理論が裏付けられたと言っているのは、それを支持する諸事実が見いだせた場合であるよりも、むしろそれを反駁するような諸事実が見いだせない場合に限るのである³⁸⁾。理論の科学的性格を探求した、Popper によれば、諸種の反証に耐えることによって、経験科学は成立し、より高い科学性に発展する³⁹⁾。逆に反証を受け付けられないような理論にはその真偽を確かめる術がなく、したがって、反証のリスクを負わないような理論は、科学ではなく、疑似科学にすぎないのである⁴⁰⁾。

「では、擬似科学としての意思決定有用性アプローチの採用から、どのような問題が生じているのであろうか。基準書第 142 号『のれんおよびその他の無形資産』(FAS142, 2001) は、近年最も注目を集めた基準書の 1 つである⁴¹⁾。基準書第 141 号『企業結合』(FAS141, 2001) によって採用可能な企業結合会計はパーチェス法に一元化されたが、FAS142 では、パーチェス法の採用から生じるのれんの非償却 (すなわち内生のれんの一部資産計上) という前代未聞の会計処理が要求されている。

こうした会計処理を基準化した理由を、FASB は、「現行の会計モデルと利用可能な評価技法の制約の下では、のれんの非償却が最も有用な財務情報を提供することになる」(FAS142, par. B99) からである⁴²⁾と説明している⁴³⁾。

1999 年 9 月 FASB が企業結合会計基準の公開草案を公表した際には、パーチェス法に一元化

するが、のれんの償却期間は20年間に短縮するという方針が示された。この公開草案は、経済界に大きな衝撃を与え、執拗な政治的圧力をFASBは受けて、公開草案を改訂し、のれんを非償却としたのである⁴⁴⁾。

「しかし、いかなる根拠に基づいて、そのような主張がなされているのか。またそもそも、そこでいう「有用性」の有無や程度は、どのようにすれば識別できるのか。そうした肝心なことが全く明らかにされていないので、その主張の真偽をテストすることは不可能である。なるほど「有用性」の評価規準として「目的適合性」や「信頼性」等の質的特徴が提示されてはいるが（FASB[1980]）、それらはいずれも操作性を欠いた抽象的価値概念にすぎず、「有用性」のテストには何ら貢献しない。結局、論拠不詳のまま、買入のれんの非償却という結論だけが既成事実化されることになるのである。……

極端な言い方をすれば、FASBは、どのような会計処理であれ、「有用な財務情報を提供することになる」と宣言しさえすれば、客観的資料に基づくテストや論証に煩わされることなく、当該会計処理を基準化することができるのである。……

つまり、FASBはその設立以来、実際には「有用性」の確認できない会計基準を、理念的には、「有用であるはずの会計基準」として設定してきたのである⁴⁵⁾と断定している。

意思決定有用性アプローチに基づく会計規制は、英米型経済システムの間において制度的補完性があり、日本型経済システムやドイツ型経済システムにとって望ましい会計システムとはいえないと述べている。

(2) 会計学認識の変化の視点からの批判

会計学認識の変化の視点からの批判論としての武田隆二の所説は、下記の如くである。

「会計学は、いまや理論の側面において動揺し、変貌を遂げようとしている。「理論の変貌」過程の背後には、常に「環境の変化」が存在する。

第一の波は、1960年代における「情報化の波」がそれである。コンピュータ利用による情報処理能力の増大を起点として起こった環境変化であったが、それが測定理論、情報理論、サイバネティクス等の隣接諸科学のインパクトによって加速された。「情報会計」の生誕である。

第二の波は、1980年代以降に起こった「産業構造の変化」である。20世紀の特質を作ってきた「プロダクト型市場経済」（製造業によって生み出されるプロダクトを主軸とする経済社会）から「ファイナンス型市場経済」（デリバティブ等の金融財やビジネスモデル・ノウハウ等の無形のサービスの比重が高まった経済社会）へと大きく傾斜する中での会計理論へのインパクトがそれである⁴⁶⁾。

プロダクト型市場経済を前提とした会計理論は、企業を生産単位としての事業体として捉え、収益の実現とそれに対応する財貨の費消を関連づけるという形で、期間的・発生的に適正な損益を確定することを企業会計の課題としてきた。1960年代以降、ITの急速な発展による情報・

通信革命、冷戦の終結による自由経済市場の拡大などによって、企業活動と資金調達のグローバル化が急激に進展し、経済基盤がそれ以前と大きく変化しているのである。

「プロダクト型市場経済における投資者は、製造業という長期存続型企業への投資リターンを狙って行動するという前提から、長期的な性格をもった利益の期間的適正配分と株式保有に係るキャピタル・ゲインを狙いとする投資者として機能する。

これに対して、ファイナンス型市場経済における投資者の行動態様は、即時決済型の短期利潤の最大化を目標とする。そこでの投資者は、「期待キャッシュ・フローの危険修正を行った割引価値」(主観的価値)、すなわち、「企業の市場危険決定価値」が「投資価値」を上回る一定の採算点を狙って行動する短期の投資者(ショート・リスク・インベスターと仮に名付けよう。)としての性格をもって機能する」⁴⁷⁾。

プロダクト型市場経済においては、生産概念が主軸となって、企業の継続性が重視され、環境との関わりが大切に顧慮される。

市場経済の性格が異なるということから、「情報開示の目的」も異なってくる。プロダクト型市場経済のもとでの企業は、プリンシパル(株主)に対する受託責任を履行した結果についての説明責任に係る情報開示を行うため、受託責任解除を目的とした情報開示は、「長期持続可能性の適正表示」が基本とされる。

これに対して、「ファイナンス型市場経済における投資者は、最大収益性のみ関心を抱くサイボーグとしての企業に対して出資するのであるから、市場のリスク・エクスポージャーを前提とした利潤のみでつながりをもつことになる。そこでは受託責任(安定的かつ安全な投資運用に対する履行責任)という意味での責任は消失し、ただひたすらにリスクにさらされた利潤の稼得状況の説明責任が残される。それは「リスク・エクスポージャーに対する状況の説明」すなわち「情報提供」を行うことが主題となる」⁴⁸⁾のである。

意思決定有用性アプローチの考え方に近いわけであるが、情報提供を主題とすれば、市場のボラティリティとその結果を「リスクの開示」として提供することに重点がおかれ、「時価評価」が重視される。

要するに、上記の見解は、市場特性と会計理論の特徴は、密接に関連しているとする分析であり、アメリカ型経済システムと違う市場特性の経済システムにおいては、別の会計理論が適合することを示唆していると考えられる。

(3) 会計不信からの批判

信頼性が重視されていない会計制度への批判論としての、伊藤邦雄の所説は下記の如くである。

「我が国が範としてきた米国で、エンロン、ワールドコムなど一連の重大な事件が勃発した。これらの事件は当の米国の会計基準や制度設計の枠組みに大きな影響を与えようとしている。

実は米国における会計の史的展開を振り返ると、エンロンやワールドコムなどの事件の前兆として、この事件よりかなり前から会計情報の信頼性に対する懸念があった。

たとえば SEC の元コミッショナーであるアーサー・レビットは 1998 年の “The Numbers Game” と題された講演で、経営者が ビッグバス、創造的な買収計画、多種多様な積立金（Cookie Jar Reserve）、重要性の原則、収益の認識の基準などを濫用して会計利益をコントロールしている事態を問題視し、ハイクオリティ・スタンダードを構築する必要がある⁴⁹⁾ことを主張している⁵⁰⁾。

たとえば、エンロンが経営者の裁量の余地を活用して、会計数値を大幅に操作できた理由はいくつかあげられている。監査人の独立性が損なわれていた、取締役会が機能せずモニタリングされていなかった、会計基準設定主体や市場規制主体が会計上・監査場の問題点に十分対応していなかったなど、指摘されている。

「こうした米国における「会計不信」を繙くカギの一つは、DiPiazza & Eccles（2002）の提唱する「会社財務報告サプライチェーン」（Corporate Reporting Supply Chain）にある。……

企業のディスクロージャー活動も、企業に関連した情報を、投資家をはじめとする情報のエンドユーザーへとつなぐ一連の鎖（Chain）から構成される。こうした「会社財務報告サプライチェーン」を効率的に活用するには、以下の 2 点を意識する必要がある。

一つは「鎖」の川下にある投資家などの情報利用者がどのような内容・質の情報をどのようなタイミングで求めているかを重視することであり、今ひとつは「鎖」を構成する各要素の役割分化と連携がきちんと実施されることである。

ところが、米国ではこうした 2 点が必ずしも十分に行われていなかったといえる。「鎖」の各構成要素である取締役会、監査人、証券アナリストは、情報利用者である投資家ではなく、しばしば企業経営者の立場にたった行動を進めてきた。

さらに「鎖」を構成する取締役会、監査人、証券アナリストはそれぞれ当初企図された役割を全うすることができていなかった⁵¹⁾。

企業経営者は、外部監査人を選出し、その報酬を決定する立場にあり、また取締役の任命・選出・報酬等の決定権をもっていることから、監査委員会や取締役会のモニタリング機能は、事実上空洞化している場合が少なくないのである。

「また上述したサプライチェーン間の連携の断絶に対して、証券市場の「番犬」(watch-dogs)としての SEC が全体最適を促す試みを積極的に進めることもなかった。そうした連携のベースとなる会計基準を設定する FASB からは、むしろ経営者の立場を重視した会計基準の公表が相次いだ。

米国で起こった会計不信は、いってみればこうした「会社財務報告サプライチェーン」全般にわたる構造的な問題がエンロン事件等を契機に表面化することで、その影響が一層増幅していったといえる⁵²⁾。こうした事態への反省もあり、米国では「信頼性なくして有用

性なし」という意識から企業の財務報告をめぐる包括的な改革が急速なスピードで進められている⁵³⁾。

エンロン事件が報道されてからわずか半年後、2002年7月26日、企業改革法(サーベンス・オクスリー法)がアメリカ上下両院で成立し、大統領の署名で発効した。同法では、経営者の罰則強化や経営者による決算宣誓書への署名などを通じて、企業が公表する決算数値への経営者の法的責任を重くした。たとえば、証券詐欺罪の禁固刑は最高25年と規定されている。

そして、準公的監視機関(PCAOB; Public Company Accounting Oversight Board)を設置して、監査法人への規制強化を行った。また米国に先駆けて、英国でも同様の制度が実施されている。

米国では、財務報告サプライチェーンの最適化と並んで、会計情報そのものの信頼性を高めるために会計基準を改定すべきだとの論調が高まっている。

従来、FASBの考え方として、会計情報の有用性ないし意思決定支援機能を向上させるために、見積もり要素・確率論要素を拡大して、かつてのオフバランス項目をオンバランス化にして、バランスシート革新を進めてきたが、その結果、会計情報の信頼性、契約支援機能ないし利害調整機能が後退していたのである。ところが、今回のエンロン事件等を契機に、会計情報の信頼性の回復を迫られ、それが会計基準の改正へとつながった。その改正が結果として会計情報の有用性や意思決定支援機能を低下させる可能性をもっているのである。

つまり、会計理論の上だけでなく、歴史的な事実として、目的適合性と信頼性の深刻なトレード・オフが交錯して起こっているのである。

まとめ

会計情報の機能の観点から会計情報に期待される役割を考えることも大事な視点である。一般的に、会計情報の利用目的は、2つの側面に分けて議論される。1つは、予測価値、意志決定支援機能、情報提供機能と呼ばれ、もう一方は、フィードバック価値、契約支援機能、利害調整機能と呼ばれている⁵⁴⁾。

須田一幸は、契約支援機能と意思決定支援機能の観点から、つぎのように述べている。「財務会計情報を契約で利用する場合と、投資意思決定に用いる場合とでは、求められる情報の属性に違いが生ずる。前者の場合、会計情報を過去情報として利用し、検証可能で客観的な情報が要求される。保守主義の原則と取得原価主義会計が適合する世界である。後者の場合は、会計情報を予測目的で利用し、企業の将来キャッシュフローなどの予測に役立つ情報が求められる。検証可能性や客観性よりも予測価値のある適時情報が選好され、その情報は保守的である必要はなく、状況次第では取得原価主義会計以外の情報需要が生ずる……したがって、1つの財務会計システムで契約支援機能と意思決定支援機能の両方を最大限に発揮することは、きわめて困難であると考えられる」⁵⁵⁾。

その国の、その時代の会計制度において、求められる二種類の機能の比重の相違によって、会計情報の特性に違いが生じるとの主張は合理的であると思われる。

会計情報の有用性を議論する場合、2つの機能の比重の程度を考慮することが必要であろう。また、企業改革法成立後の会計情報の信頼性を高めようとの論調を考えれば、監査証明の対象となる財務諸表については、2つのスクリーンを通過した会計情報が有用であるとする、R.R.Sterling 的思考の方が、説得力があるといえよう。

意思決定有用性アプローチにおいて、投資者の視点を重視するということは、会計を規律する主たる視点を、生産主体（企業経営者）の側にでなく、資本市場（資金提供者）の側におくということである。したがって、かかる視点の転換によって、会計を規律する主たる論理は、生産経済の論理から金融の論理に移行していくことになる。企業経営者が、企業内でなされる収益稼働の努力に対する捕捉を二の次にして、不特定多数の他者たる投資者の視点に立つことを中心とした会計行為を、每期継続的に実施し続けることが、普遍的であると断定できるであろうか⁵⁶⁾。

SFACNo.1 によれば、財務報告の基本目的は、「財務報告が行われる環境のみならず財務報告とくに財務諸表によって提供されるような外部財務情報に着目して展開される旨が明らかにされている。

まず、財務報告環境については、アメリカの経済的、法律のおよび社会的環境について考察が加えられ（par.10 ないし par.16）、財務報告の基本目的は、かかる環境分析に基づいて組み立てられている。したがって、SFAC No. 1 の基本目的は、高度に発達した交換経済が行われ、（par.10 および par.11）、海外でも資金調達を行う企業が多く（par.12）、所有と経営の完全な分離がはかられ、個人投資者はもとより機関投資者が発達している状況下にある（par.13）アメリカの環境に適合すると述べられているので、換言すれば、それ以外の国々のアメリカと異なる環境においては、必ずしも適合しないことを意味しているものと解されるのである。

武田隆二は、市場特性と会計理論は密接に関連性をもっているとして「環境の変化」が「理論の変貌」の背後にあると指摘しつつ、未来展望について次のように述べている。

「21世紀における中期的な見通しとしては、ファイナンス型市場経済のさらなる浸透が進み、それにより会計理論の所識（正しいものとして認識されてきた事柄）に変化が起こるのではないかとのことである。……螺旋的・上昇的な歴史的回帰を仮定すれば、「新」複会計制度と名付けるべきプロダクト領域とファイナンス領域とを区分した「セクター別報告」の時代を迎えるのではないかと期待されるのである。

さらに、今世紀における長期的見通しとしては、再度、新たな回帰を遂げる時がくるように思われる。すなわち、プロダクト・セクターとファイナンス・セクターとの「事実関係システム」における『計算の側面からする組立の理論』としての「内部原理の研究」において、両者の「異質性」より、両者の「同一性」が明確に意識されるようになるのではないかと予測され

るのである」⁵⁷⁾。

外部環境が変化し、企業会計の従前からの方法に適応性が失われてくると、人々は従来の企業会計の理念について疑問を抱くようになり、新しい理念を探求する。新しい理念は、やがて企業会計の構造と機能とに関する新しい理論を生み出すであろう⁵⁸⁾。

その国のその時代の産業構造、監査制度、会社法、会計制度、コーポレート・ガバナンスなどの経済環境の特徴をかなり視野に入れて、会計情報の質的要件を考えて、有用性を論ずることが合理的であると考えられる。

<注>

- 1) FASB Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, 1980. Par.32.(平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社、2002年、(以下「邦訳 SFAC」と称する)76頁参照。)
- 2) Ibid.,par.32.(同上訳書、76頁参照)。
- 3) Ibid.,par.33.(同上訳書、76頁～78頁参照)。
- 4) Ibid.,par.33.(同上訳書、76頁～78頁参照)。
- 5) Ibid.,par.33.(同上訳書、76頁～78頁参照)。
- 6) Ibid.,par.33.(同上訳書、78頁参照)。
- 7) 桜井久勝、「会計情報の質的要件」、斎藤静樹編著、『会計基準の基礎概念』2003年、中央経済社、84頁。
- 8) 「トレード・オフ関係の成立」とは、本来、社会システムにおける現存の資源配分状態または充足水準を与件するとき「一方の状態改善または水準上昇が、その条件あるいは結果として、他方の状態悪化または水準低下をひき起す」という意味である。二律背反ないし非両立性・非許容性の関係をいう。(濱嶋朗・竹内郁郎・石川晃弘編『社会学小辞典』有斐閣、1997年、472頁。)
- 9) SFAC No.2.par.44.(同上訳書、83頁参照)。
- 10) FASB, SFACNo.2 par.46.(同上訳書、84頁～85頁参照)。
- 11) Ibid.,par.47.(同上訳書、85頁参照)。
- 12) Ibid.,par.48.(同上訳書、85頁参照)。
- 13) Ibid.,par.49.(同上訳書、86頁参照)。
- 14) Ibid.,par.51.(同上訳書、87頁参照)。
- 15) Ibid.,par.56.(同上訳書、89頁参照)。
- 16) Ibid.,par.56.(同上訳書、89頁参照)。
- 17) Ibid.,par.56.(同上訳書、90頁参照)。
- 18) Ibid.,par.56.(同上訳書、90頁参照)。
- 19) Ibid.,par.57.(同上訳書、90頁参照)。
- 20) Ibid.,par.58.(同上訳書、91頁参照)。
- 21) Ibid.,par.59.(同上訳書、91頁参照)。
- 22) Ibid.,par.63.(同上訳書、92頁参照)。
- 23) Ibid.,par.74.(同上訳書、97頁参照)。
- 24) Ibid.,par.78.(同上訳書、99頁参照)。
- 25) Ibid.,par.81.(同上訳書、100頁参照)。
- 26) Ibid.,par.81.(同上訳書、101頁参照)。
- 27) Ibid.,par.98.(同上訳書、108頁参照)。
- 28) Ibid.,par.100.(同上訳書、109頁参照)。
- 29) 津守常弘『会計基準形成の論理』、2002年、森山書店、230頁。
- 30) FASB ,SFAC No.5 ,Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises ,1984 ,par . 6 .(邦訳 SFAC 212頁参照)
- 31) op . cit. ,SFAC No.5 par . 73 & 75 .(同上訳書、245頁～247頁参照) 会計情報の有用性を最大なら占めるための諸規準＝スクリーン、ならびにその諸規準の中で目的適合性と信頼性とを第一義的な特質に

位置づけるという思考は、いうまでもなく、統計的意思決定論的な思考である。たとえば、I. D. J. Bross は 1953 年に公にされた著書*において、「意思決定を行うのに用いるルールを選択するための基準」(p.110)について詳論し、「優良なデータの第一の要件は目的適合性(relevancy)である」(p.147)と述べている。

* I. D. J. Bross, Design for Decision, The Macmillan Company, New York, 1953.

- 32) 津守常弘、前掲書、230～231 頁。
- 33) 津守常弘、前掲書、233 頁。
- 34) Sterling, R.R., *An Essay on Recognition*, R. J. Chambers Research Lecture, 1985, pp. 30-32. なお、北山弘樹「認識概念の検討」九州大学『経済論究』第 79 号、1991 年、138-148 頁を参照。
- 35) 津守常弘、前掲書、233～234 頁。
- 36) 国際会計基準理事会 (IASB) は、その前身の国際会計基準委員会 (IASC) の改組を受けて、2001 年 1 月に発足した。本稿では、特に必要な場合を除き、国際基準の設定機関の名称として、IASB を使用している。
- 37) 藤井秀樹、「英米型会計規制の信念としての意思決定有用性アプローチ」『JICPA ジャーナル』、No.565, AUG.2002 年、21 頁。
- 38) Popper, K. R. [1961], *The Logic of Scientific Discovery, Science Edition*、大内義一、森 博訳『科学的発見の論理』上、恒星社厚生閣、1971 年、95～113 頁。
- 39) 前掲書、86 頁。
- 40) 前掲書、39～49 頁。
- 41) 伊藤邦雄、「企業会計のゆくえ - 無形資産会計の論理と展望 - 」『會計』、第 161 巻、第 2 号、2002 年、1～16 頁。
- 42) このような基準設定の背後にあったのは、ハイテク産業を中心とするいわゆるニューエコノミー企業の経済的利害であった。つまり、FAS142 は、会計の政治化の再現を示す象徴的な事例でもあったのである。岡部孝好、「新規事業の創出と合併の会計規制」『企業会計』第 53 巻、第 8 号、2001 年、4～11 頁。
- 43) 藤井秀樹、前掲論文、22 頁。
- 44) 岡部孝好、前掲論文、9 頁。
- 45) 藤井秀樹、前掲論文、22 頁。
- 46) 武田隆二、「会計学認識の基点」『企業会計』、第 53 巻、第 1 号、2001 年、4 頁。
- 47) 武田隆二、前掲論文、9 頁。
- 48) 武田隆二、前掲論文、9 頁。
- 49) 経済産業省・経済産業政策局(座長、伊藤邦雄)「企業経営と財務報告に関する研究会報告」、2002 年。
- 50) 伊藤邦雄、「会計情報の利用目的と会計不信」『企業会計』、第 55 巻、第 1 号、2003 年、42 頁。
- 51) 前掲論文、43 頁～44 頁。
- 52) 前掲論文、44 頁～45 頁。
- 53) 前掲論文、45 頁。
- 54) 桜井久勝、「会計情報の利用目的」、斎藤静樹編著、『会計基準の基礎概念』、中央経済社、2003 年、11～25 頁。
- 55) 須田一幸、『財務会計の機能』、白桃書房、2000 年、526 頁。
- 56) 藤井秀樹、「原価主義と時価評価」、『企業会計』、第 56 巻、第 1 号、2004 年、39 頁。
- 57) 武田隆二、前掲論文、10 頁。
- 58) A.C.Littleton, *The Accounting Evolution to 1900*, the American Institute Publishing Co., Inc., 1933, pp.12-14 (片野一郎訳「リトルトン会計発達史」、同文館、1952 / 第 13 版、1970 年、490 頁)。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳 喜重郎教授・佐藤 正教授）